

標題

シッカリサイクルに関する欧州規則への対応について
(日本籍船の取扱い)

ClassNK
テクニカル
インフォメーション

No. TEC-1223
発行日 2020年12月10日

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No.1184 にてお知らせしましたとおり、日本籍船舶には、「シッカリサイクル法」及び関係政省令により、シッカリサイクル条約発効に先立ち任意で「有害物質一覧表確認証書(以下「相当証書」という。)」が発給されます。

一方、2020年12月31日以降には「シッカリサイクルに関する欧州規則(以下「EU 規則」という。)」が非 EU 籍船に対しても適用開始となり、EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船は旗国又は代行機関によって承認されたインベントリ(IHM)及びその適合証明書の所持が求められます。

今般、国土交通省より、適当と認められる場合は希望する船舶所有者に対し「相当証書」に加えて「EU 規則への適合性確認の雑証明」を交付する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。交付手続き等につきましては、添付の「現存船を対象とした船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明の交付要領」をご参照ください。

弊会におきましても、お申込により「既に相当証書を取得している船舶を対象」に、上記と同等の雑証明の発行を以下の取扱いで実施いたします。この場合、証明書発行手数料として(16,900 円)を申し受けます。

1. EU 規則適用日前(2020年12月30日以前)に申請する場合

以下リンクに掲載の申込書に必要事項を記載のうえ、国土交通省発行の「相当証書」の写しを添えて弊会船舶管理システム部へお申込みください。

2. EU 規則適用日以降(2020年12月31日以降)に申請する場合

以下リンクの申込書に必要事項を記載のうえ、国土交通省発行の「相当証書」の写しを添えて弊会船舶管理システム部へお申ください。

なお、EU 規則適用日以降に交換する部品に臭素系難燃剤ヘキサブロモシクロドデカン(以下「HBCDD」という。)が使用されている場合、インベントリ(IHM)へ記録することが必要です。該当する場合、最新のインベントリ(IHM)の写しをご提出ください。

申込書掲載 URL:

http://www.classnk.or.jp/hp/pdf/activities/statutory/shiprecycle/app_eu12jpn_j.docx

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいざれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- パックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件を含め、シップリサイクルに関する各国からの代行権限付与状況及び指示文書等の最新情報を弊会ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/shiprecycle/index.html>
(ホーム > 業務サービス > 条約関連 > シップリサイクル条約)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会（ClassNK）
本部 管理センター 船舶管理システム部 環境部門
住所： 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2076
Fax: 03-5226-2174
E-mail: smd-env@classnk.or.jp

添付：

1. 「現存船を対象とした船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明の交付要領」



別紙

現存船を対象とした船舶の再資源化解体の適正な実施に係る
EU 規則に対する雑証明の交付要領

第 1 章 申請手続き

EU 規則への適合性確認を希望する船舶所有者は、「船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明交付申請書(別添 1)」及び「雑証明交付申請内容(詳細)(別添 2)」に必要事項を記載の上、以下の添付資料とともに提出すること。申請先は、原則、相当制度における有害物質一覧表確認証書の申請先と同一地方運輸局等とするが、必要に応じ、船舶の所在地を管轄する地方運輸局等を認めることとする。以下、申請先をまとめて「地方運輸局等」と記す。なお、本申請及び雑証明の交付は、希望者のみを対象とした任意の手続きである。

令和 2 年 12 月 31 日以降に交換する部品に対して臭素系難燃剤ヘキサブロモシクロドデカン(以下「HBCDD」という。)の使用実績を確認し、使用されている場合には有害物質一覧表への記録を EU 規則で義務付けられていることに注意されたい。

1. 別添の記入方法について

1. 1 別添 1

様式に沿って、船舶にかかる基礎的な情報を記入すること。なお、相当制度における有害物質一覧表確認証書を取得している場合は、当該証書と同内容になっていることを確認すること。

1. 2 別添 2

(1) 雜証明の申請回数

本制度に伴う EU 規則への適合を証する雑証明の申請実績について記入すること。初回申請の場合は、有害物質一覧表確認証書の有無について記載をし、証書を所有している場合には、直近の取得時期を記載すること。また、2 回目以降の申請の場合も同様に、直近の取得時期について記載をすること。

(2) HBCDD の使用実績

① 令和 2 年 12 月 30 日以前に申請する場合

記入は不要である。

② 令和 2 年 12 月 31 日(以下「EU 規則適用日」という。)以降に申請する場合

同日(12 月 31 日)又は前回我が国の相当制度にて確認を行った日のいずれか遅い時期を起点とし、その時期から変更した部位に対して HBCDD が使用されているか否かを

記入すること※。

※船舶全体を対象に HBCDD の使用要否を確認する必要はなく、起算日からの差分を対象に HBCDD が使用されているかを確認すること。

2. 添付資料について

2. 1 初回の雑証明の交付

2. 1. 1. 申請時期が我が国の相当制度の初回確認と同時期の場合

添付資料は不要。別添 1 及び別添 2 のみを提出すること。

2. 1. 2. 申請時期が我が国の相当制度の臨時又は更新確認と同時期の場合

(1) EU 規則適用日前

別添 1 及び別添 2 に加え、「有害物質一覧表確認証書の写し」を必要に応じて提出すること。なお、同時期の相当制度の確認に係る資料にて証書を提出している場合には、提出を省略してもよい。

(2) EU 規則適用日後

別添 1 及び別添 2 に加え、以下の書類を必要に応じて提出すること。

- ・ 有害物質一覧表確認証書の写し
- ・ 前回確認時以降に船舶に HBCDD を使用した実績がある場合には、最新の有害物質一覧表の写し

なお、同時期の相当制度の確認に係る資料にて上記 2 点のいずれか又はすべてを提出している場合には、提出した資料についての提出を省略してもよい。

2. 1. 3. 申請時期が 2.1.1 及び 2.1.2 以外の場合

(1) EU 規則適用日前

2. 1. 2. (1) に同じ。ただし、提出書類の省略は原則認めない。

(2) EU 規則適用日後

2. 1. 2. (2) に同じ。ただし、提出書類の省略は原則認めない。

2. 2 2回目以降の雑証明交付申請の場合

我が国の相当制度における確認と同時期の申請を認めることとし、別添 1 及び別添 2 に加え、以下の書類を必要に応じて提出すること。

- ・ 前回交付した雑証明原本

- ・ 有害物質一覧表確認証書の写し
- ・ 前回確認時以降に船舶に HBCDD を使用した実績がある場合には、最新の有害物質一覧表の写し

なお、同時期の相当制度の確認に係る資料にて上記 3 点のいずれか又はすべてを提出している場合には、提出した資料についての提出を省略してもよい。

3. 雜証明受領後の対応について

雑証明交付後、有害物質一覧表確認証書及び有害物質一覧表とともに、本雑証明を併せて船舶内に備え置かなければならない。また、本雑証明の取扱いについては、4. ~ 6. のとおり、相当制度における有害物質一覧表確認証書に準ずるものとする。

4. 再交付について

滅失又は毀損等でやむを得ず再交付が必要となった場合は、別添 1、前回交付した雑証明原本（毀損の場合のみ）及び有害物質一覧表確認証書の写しを地方運輸局等に提出すること。ただし、この際、別添 1 の備考欄に「再交付」であることがわかるように記載をすること。なお、再交付後は旧雑証明の効力は失うものとし、旧雑証明が見つかった場合にあっては、6. に従って旧雑証明を返納すること。

5. 書換えについて

本雑証明の記載事項を変更する場合は、別添 1、前回交付した雑証明原本及び有害物質一覧表確認証書の写しを、速やかに地方運輸局等に提出すること。相当制度の確認の際に同証書の書換えを行う等で同証書を同時に提出する場合には、同証書の写しの提出を省略してもよい。ただし、この際、別添 1 の備考欄に「書換え」であることがわかるように記載すること。

6. 返納について

船舶が滅失し、沈没し又は解撤されたとき、当該船舶が日本船舶でなくなったとき等の場合には、船舶所有者は、遅滞なく、本雑証明を地方運輸局等に返納すること。

(以 上)

(別添 1)

船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明交付申請書

年 月 日

船舶の所在地を管轄する地方運輸局の長

申請者名・住所

以下の船舶の有害物質一覧表について、EU 規則第 12 条に適合していることの証明を受けたい
ので、申請します。

船舶の要目

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

国際総トン数

Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

船舶所有者の氏名又は名称及び住所

Name and address of shipowner

国際海事機関船舶所有者識別番号

IMO registered owner identification

number

国際海事機関船舶会社識別番号

IMO company identification number

建造日

Date of construction

備考（再交付及び書換えを希望する場合は記入すること）

(別添 2)

雑証明交付申請内容（詳細）

年 月 日

船舶の所在地を管轄する地方運輸局の長

申請者名・住所

EU 規則第 12 条への適合を証する雑証明について、申請内容の詳細は以下のとおり。

雑証明の申請回数

初回

有害物質一覧表確認証書

有 (前回取得時期 年 月 日)

無

2 回目以降 (前回取得時期 年 月 日)

以下、令和 2 年 12 月 31 日以降の申請の場合、記載すること。

臭素系難燃剤ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) の使用実績

令和 2 年 12 月 31 日又は前回相当制度にて確認を行った日のいづれか遅い時期を起点とし、それ以降に HBCDD を使用した実績の有無

有

無

その他（備考）



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8918, JAPAN

Statement No.

To Whom It May Concern

REPORT FOR REQUIREMENTS OF ARTICLE 12 OF REGULATION (EU) No 1257/2013

Particulars of the Ship

船名	:
Name of ship	:
船舶番号又は信号符字	:
Distinctive number or letters	:
船籍港	:
Port of registry	:
総トン数	:
Gross tonnage	:
国際海事機関船舶識別記号	:
IMO Number	:
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	:
Name and address of shipowner	:
国際海事機関船舶所有者識別番号	:
IMO registered owner identification number	:
国際海事機関会社識別番号	:
IMO company identification number	:
建造日	:
Date of construction	:

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

〇〇日付け No.XXX の有害物質一覧表確認証書に記載された文章は、下記のとおり読み替える。

In the INTERNATIONAL CERTIFICATE ON INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS on
(...dated...) (no. ...), about the above ship, the following sentences can be replaced.

Before	After
2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。) “the provisions of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009(hereinafter referred to as "the Convention")”	EU 規則第 12 条 (以下「規則」という。) “ARTICLE 12 OF REGULATION (EU) No 1257/2013 (hereinafter referred to as "the Regulation")”
条約附属書第 5 規則に定める。 “as required by regulation 5 of the Annex to the Convention”	2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約附属書第 5 規則に定める。 “as required by regulation 5 of the Annex to the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention")”
この船舶が条約附属書第 10 規則に基づいて確認されたこと。 “ that the ship has been surveyed in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention;”	この船舶が規則第 12 条に基づいて確認されたこと。 “that the ship has been surveyed in accordance with Article 12 of the Regulation;”
確認の結果、有害物質一覧表が条約の関係要件に適合していること。 “that the survey shows that Part I of the Inventory of Hazardous Materials fully complies with the applicable requirements of the Convention”	確認の結果、有害物質一覧表が規則の関係要件に適合していること。 “that the survey shows that Part I of the Inventory of Hazardous Materials fully complies with the applicable requirements of the Regulation”

この証書は、-----まで効力を有する。

This certificate is valid until -----:

(署名) (公の印章)

XXXX XXXX

国土交通省 []運輸局

[]支局 []事務所

首席海事技術専門官（船舶検査官）Principal Ship Inspector

[]Maritime Office, []Transport Branch Office,

[]District Transport Bureau,

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Government of Japan

